令和６年４月３０日

保護者各位

名取市教育委員会

教育長　瀧　澤　信　雄

閖上小中学校への入学・転入について（お知らせ）

皆様には、日頃より本市の教育行政にご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、市内唯一の義務教育学校として平成３０年４月に開校した閖上小中学校は、義務教育の９年間を、前期部４年、中期部３年、後期部２年とし、特色ある小中一貫教育を行っております。希望により市内全域から通学できることもあり、開校時１４０名だった児童生徒数は年々増加し、現在では４５０名を超えるまでになっております。

名取市教育委員会では、多目的教室や会議室等を普通教室に改築してまいりましたが、１学年２学級までが限界となっております。また、令和４年５月１０日に宮城県が公表した津波浸水想定において、閖上小中学校周辺は３～５ｍの浸水が想定されており、仮設校舎の増築は極めて困難となっております。

つきましては、やむなく令和６年度以降の入学・転入を下記のとおり一部制限することといたします。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

１　閖上小中学校の学区に居住している児童生徒は，優先的に入学・転入できることとします。

２　通常学級在籍数は，１学年あたり６５人以内とします。３５人学級が２学級の場合、定員は７０人となるため，５人の余裕を持たせることにより，学区内への転居等により転入する児童生徒に対応できるようにします。

３　特別支援学級在籍数は，前期課程及び後期課程の障害種ごとに１２人以内とします。２学級編制の場合、定員は１４人となるため，２人の余裕を持たせることにより，学区内への転居等により転入する児童生徒に対応できるようにします。

４　毎年１０月１日の時点で基準を上回る場合，抽選により入学者・転入者を決定します。抽選は公開抽選とします。

５　次に該当する場合は，優先して入学・転入を認めます。

　　(1) 兄弟姉妹が閖上小中学校の１年生から８年生に在籍している場合。

　　(2) 東日本大震災以前に，閖上小中学校の学区に居住していた世帯である場合。

　　(3) 入学後，１年以内に学区内に転居することが確定している場合。

　　(4) 特別な理由により教育委員会が必要と認める場合。

担当：名取市教育委員会学校教育課　０２２－７２４－７１７２